

第1288回 高知市教育委員会10月定例会 議事録

- 1 開催日 令和5年10月27日(金)
- 2 教育長開会宣言
- 3 議事
日程第1 会議録署名委員の指名について

報告 ○高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会における検討状況

4 出席者

- | | | |
|-----------|-------------|---------|
| (1) 教育委員会 | 1 番教育長 | 松 下 整 |
| | 2 番委員 | 谷 智 子 |
| | 3 番委員 | 西 森 やよい |
| | 4 番委員 | 野 並 誠 二 |
| | 5 番委員 | 森 田 美 佐 |
| (2) 事務局 | 教育次長 | 山 中 浩 介 |
| | 教育次長 | 植 田 浩 二 |
| | 教育政策課長 | 岸 田 正 法 |
| | 学校教育課長 | 竹 内 清 貴 |
| | 学校環境整備課長 | 高 橋 直 人 |
| | 教育政策課総務担当係長 | 栗 本 佳 美 |
| | 教育政策課主査補 | 四 國 真 衣 |

1 令和5年10月27日(金) 午後3時15分～午後4時15分(たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後3時15分

松下教育長

ただいまから、第1288回高知市教育委員会10月定例会を開会いたします。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、野並委員、お願いいたします。

野並委員

はい。

松下教育長

本日は議案がありません。報告事項が1件です。

「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会における検討状況」について、事務局からの説明をお願いします。

学校環境整備課長

「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する答申書(案)」につきまして、御報告をさせていただきます。こちらは、10月10日(火)に開催されました「第5回 高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会」の資料です。最終の第6回目の検討委員会が11月7日(火)に開催され、最終的な確認をします。委員の皆様には基本的な方向性につきまして御了承をいただいておりますため、大きく軸や内容が変わるようなことはありません。若干の資料の修正はあると思いますが、御報告いたします。

また、最初に答申の内容を申し上げますが、小学校と特別支援学校は、プールの故障が発生した場合、必要な改修や改築を実施して自校プールでの水泳授業が実施できるようにするとの内容で、中学校は、故障が発生した場合は改修費用と外部プールへ行って授業を実施した場合の費用比較を行い、外部プールへ行く方が安価な場合は、外部プールでの水泳授業の検討を開始することができるというような内容の答申となっております。

1枚めくっていただき、目次を御覧ください。委員の皆様には、答申書として取りまとめていただくにあたり、「1 高知市立学校における水泳授業の現状と課題」、「2 他自治体の取組」、「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」、「4 学校における水泳授業の必要性」、「5 水泳授業を実施するために必要となる費用比較等」、「6 学校プールの共同利用」につきまして、委員の皆様にお示しし、御意見や御提案をいただきながら修正を加えまして、最後の「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」の「(1) 基本的な方向性」と「(2) プールの今後の在り方」の項目におきまして、本答申書の軸となる部分が記載されております。

それでは、答申書の冊子、1ページ目をお願いします。「はじめに」について、高知市の小・中・義務教育・特別支援学校のプール施設は、建設後30年を経過したプール施設が約64パーセントと、学校施設と同様に老朽化が進んでおります。この対策が喫緊の課題となっているということで、学校プールの在り方に関し、意見や提案を求め、今後のプール施設の整備方針に反映させ、附属機関として「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会」を設置するため、令和5年3月議会で、「高知市立学校のプールの今後の在り方に関する検討委員会 条例制定議案」を上程し、御承認をいただきました。3段落目になりますが、令和5年5月10日の第1回目の検討委員会にお

きまして、「高知市立学校のプールの今後の在り方について」の諮問をさせていただき、令和5年5月から11月にかけてということで、先ほど申しましたとおり、最終の第6回目の検討委員会は、11月7日（火）に開催されます。計6回の検討委員会を開催し、児童生徒にとって「よりよい教育環境の整備、充実した学校教育の実現」を第一に、児童生徒の不利益とならないことを前提に、各分野から選任された委員の皆様が検討した結果を、このように「答申書」として取りまとめていただく予定でございます。

次に、3ページ目をお願いします。「1 高知市立学校における水泳授業の現状と課題」の項目ですが、(1)、(2)、(3)につきましては、学校教育課長から説明をいたします。

学校教育課長

水泳の授業が行われているというところについてです。まず、指導基準ということで示しておりますが、学習指導要領になります。小学校と中学校それぞれございまして、共に保健体育の分野において、水泳の授業という内容を取り扱うべきものとして示されています。

授業としましては、例えば小学校では、90時間あるいは105時間と、体育の時間が決められている中で、水泳は何時間やるべきかは示されていませんが、高知市の学校におきましては、毎年4時間程度を目安に水泳の授業が行われているということになります。

次に、現状についてですが、水泳は大体一学期の6月上旬から7月にかけて実施をします。学校によっては2クラス同時に行ったり、中学校であれば男女別で実施をしています。着替えから水泳の授業をして、また帰ってきて着替えるところまでを1時間で行いますので、発達段階によってはなかなか1時間に収まらなかったというところがあるかと思います。このことと言いますと、小学校はなかなか1時間で動きにくいけれども、中学校は比較的1時間に収まりやすい状況と考えています。

なお、(3)の水泳授業以外のプール施設の利用状況について、例えば小学校では、学童水泳記録会に向けて、夏休みに入って7月下旬から8月の初めにかけて練習をしたり、あるいは、児童クラブや地域の関係団体が水泳活動を行う際に使用しています。

学校環境整備課長

次に、4ページ目の「(4) 学校プールの現状と課題」です。学校のプールは校舎などと同様に老朽化が進んでおり、中段の表にありますように、建設後30年を経過しているプールが約64パーセントとなっております。この対策が課題となっております。

次に「(5) プール施設の使用ができない学校」について、令和4年度の夏季休業中に、メーカーが行いましたプール施設の無償点検の対象は9校でした。この点検におきまして、朝倉中学校のプール施設については、「プール槽の入替が必要」と判断をされました。その理由を下に書いてあります。これはメーカーの点検報告書の抜粋ですが、「短辺が2辺ともたわんでいます。その影響で、壁の補強リブ（裏側）が破断しています。今は、Lアングルで何とか形状を保っているように見えます。この状態で使用するのは大変危険です。早急にプール槽の入替を御検討下さい。」との診断です。具体的には、前回の定例教育委員会でもお話ししました。

5ページ目をお願いします。朝倉中学校のプール施設ですが、昭和62年8月に建設され、36年が経過しております。プール槽の構造材質はFRP製で、水深は1.1メートルから1.3メートル、コース数は8コースで、容積は480立方メートルになっておりまして、中学校のプール施設では一般的な規模のプールとなっております。その下は、令和4年度の夏休み中に点検した結果の朝倉中学校のプール施設の写真となっております。真ん中にある写真が、短辺の壁にたわみが発生している状態になります。一番下の写真が、その影響で補強リブの数が破断している状態です。

6ページ目になりますが、朝倉中学校のプール改修費用は、公共建築課の概算によりますと9,823万円、約1億円の試算となっております。朝倉中学校のプール施設は建設後36年経過しており、本市では30年以上経過しているプール施設は約64パーセントありますので、プールのリフレッシュ工

事ができていない学校では、似たような不具合が発生する可能性は高く、老朽化対策について検討する時期を迎えているということを記載しています。

次に、「(6) プール施設の維持費」ですが、プール施設の清掃、濾過装置などの機器の保守点検、施設の安全管理や運営するための光熱水費、薬品費用などの経常的経費、老朽化に伴う改修費が必要となります。下の表のとおり、こちらは令和4年度の実績ですが59校の合計は約5,500万円、1校あたり約93万円の費用がかかっています。

なお、令和4年度は、プールの大きな改修工事はありませんでしたので、仮に大きな改修工事があるとすると、これに何千万円単位で費用が加算されることになります。

次に、「(7) 令和5年度に判明したプール施設の不具合」についてです。今年度の水泳授業を実施するための準備期間中、これはプール清掃のために水を抜いた時に分かったことですが、「鏡中学校はプール槽内の塩ビシートのたるみ」、「第四小学校はプール槽（コンクリート）の老朽化」、「南海中学校はプール槽（FRP槽）の漏水」が新たな課題として発生しました。

鏡中学校のプール施設は、建設後42年が経過しておりますが、清掃のため水を抜くとプール槽のシートがたるんでいるとの報告がありました。塩ビシートについては、今年は小修繕、応急措置で対応は可能ですが、来年度に向けては全面的な張替が必要ということで、7ページ目にありますように、約1,000万円から2,000万円の費用が必要とされています。

次に第四小学校のプール施設について、建設後62年が経過しております。鏡中学校と同様に水を抜くと、大プール及び小プールの底面で塗装の剥がれが数か所確認され、また、飛び込み台付近では鋭利なささくれも発生し、RC・モルタル仕上げの観覧席には浮き、ひび割れ、欠損などが確認されています。プール槽全面の塗装とプールサイドの塩ビシートを貼り替えた場合、約3,000万円から3,500万円の費用が必要ですが、コンクリートの寿命を考えると改築の検討も視野に入れる必要があるとされています。

8ページ目になります。南海中学校のプール施設はまだ22年しか経過していませんが、昨年度から漏水が確認されており、点検評価も「2」でした。しかし、今年の6月に実施した修繕により、今年の水泳授業は実施できましたが、来年度以降の使用については、FRP槽の入替を検討する必要があるとされており、FRP槽に漏水する程の割れが出ている時点で、強度が満たされているとは言えないとも言われています。

次に9ページの「(8) その他のプール施設の写真」です。学校訪問に合わせまして、故障が発生していないプール施設の写真を撮影してきましたので、何校か紹介したいと思います。

まず、第六小学校は新しい施設ですが、平成19年に建設され16年経過をしております。10ページ目は秦小学校、11ページ目の久重小学校は32年経過しております。一ツ橋小学校は建設から51年経過しておりますが、平成19年にリフレッシュ工事をしていますので、比較的綺麗な印象です。

次に、13ページ目が大津小学校、14ページ目が大津中学校となっております。15ページ目の行川学園は、建設から37年経過しておりますが、令和元年度にプール槽とプールサイドを改修しておりますので、比較的綺麗な印象となっております。

続きまして、16ページ目の「2 他自治体の取組の把握」です。この項目では、校舎やプール施設の老朽化は全国的な課題となっておりますので、高知市以外の中核市の取組や、他都市の取組の事例を把握し、その取組内容などを記載しております。

「(1) 中核市（高知市含む62市）の状況」の表、「プールの授業実施場所（高知市含む60市）」にありますように、半数以上の中核市で、「自校プール以外のプールで水泳授業を実施している」ことが分かりました。なお、62市から60市になっているのは、中核市2市から回答がもらえなかったためです。

次に「(2) 千葉県佐倉市」ですが、平成25年度からプールに係る維持管理費を抑える目的等で、一部の学校でプールを撤廃し、授業を市内のスイミングスクールで実施しております。「施設の維

持管理コストの削減」や「天候に左右されない授業実施」などのメリットを挙げており、現在も継続して実施しているようです。

次に17ページ目の「(3) 埼玉県羽生市」は、老朽化が進んでいる小中学校のプール施設の今後の在り方について「羽生市立学校適正規模審議会」に諮問し、同審議会からの答申を踏まえて、羽生市は中学校が3校ありますが、中学校3校のプールを廃止しております。

一方、小学校は11校ありますが、小学校のプールは当面の間、維持する答申となっております。その理由としましては、「施設の老朽化が進んでおり、3校の中学校のプールは建設後30年以上経過していること。」、「使用日数が中学校は年間約7日で、年間使用日数が少ないこと。」、「使用日数が少ないにもかかわらず、多額の維持管理経費を要すること。」、「学習指導要領の内容の取扱いに「適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳を扱わないことができる」とあること。」ということが書かれております。

次に「(4) 三重県松阪市」です。松阪市も諮問をして答申を受けているようですが、検討委員会の結論がこのフロー図のようになっています。今後の小学校のプールの在り方について、故障した場合、「市営プールの利用を検討」がバツになっていますが、松阪市の市営プールは貸切ができないということで、市営プールは利用できないということになります。民間プール施設の活用を検討し、可能ということであれば、民間プール施設での授業を実施するということになります。民間プールが厳しいという場合は、センター方式での授業の実施を検討するということで、センター方式は学校との共同利用になります。共同利用を検討して、可能であれば共同で授業を実施します。それも無理であれば、小学校プールの改築というようなことになっております。

18ページ目になります。大分市の小学校では、教員の負担を軽減することを目的に、水泳授業を民間のスポーツクラブに委託する取組を行っているようです。大分市内の金池小学校で、試験的に進めているもので、令和4年度の水泳の授業は、学校の近くにある民間のスポーツクラブに委託し、教員ではなく専門のインストラクターが指導しております。大分市教育委員会では、この取組を2年間行いまして、ほかの小学校でも導入できるか検討していくようです。

次に「(6) まとめ」ですが、取組の効果と見えてきた課題をそれぞれ記載しております。取組の効果としましては、天候に左右されず、計画どおりの水泳授業が可能となったことや、維持管理に係る経費が不要となったこと、また、教員の負担軽減などが挙げられております。

一方、見えてきた課題では、プールまでの移動時間及びバス借上げ費用、また、他の教科との調整及び授業時間の確保、着衣水泳を実施する際の制限、指導に係る打合せのためにスイミングスクールへ複数回訪問しなければならないといったことが挙げられています。

19ページをお願いします。「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」の項目です。今年の6月に、小・中・義務教育・特別支援学校の全校長を対象に、「プール施設の老朽化に伴う水泳授業の在り方」について、アンケート調査を実施した結果の意見などを示しております。

「(1) 小・義務教育学校（前期課程）」の意見ですが、小学校の低学年や中学年は、移動や着替えなどに時間がかかることや、教育課程・子供の発達段階などを考えると、自校プールでの水泳授業の実施が望ましいなどの理由により、これまでどおり、自校プールで水泳授業を実施することを希望する意見が多数を占めております。また、公立・民間プールには、小プールがある施設はほとんどなく、低学年では手をついて水遊びができるような環境は必ず必要になってくるため、小プールの存在が不可欠で、公立・民間プールでは、「小学校の学習の保証が困難では」との意見もあり課題があることも分かりました。

次に「(2) 中・義務教育学校（後期課程）」についてです。プールが使用できなくなった場合、移動や着替えに時間がかかるため、原則的には自校プールでの水泳授業の実施を希望しますが、小学校の低学年と比較すると負担が少ないことから、外部プールを利用して水泳授業を実施することについては、「可能」または「条件により可能」の意見が多数を占めております。

次に、20ページ目の「(3) 特別支援学校」です。特別支援学校の児童生徒の特性や水泳指導に係る配慮の必要性から、「公立・民間プールの利用」のための移動や、現地における水泳指導実施に困難が生じるため、プールが利用できなくなった場合は改築や改修を前向きに検討してほしいとの意見でした。

21ページ目をお願いします。「4 学校における水泳授業の必要性」の項目です。水泳授業は学習指導要領で学年別に指導内容と目標が定められており、各校に設置された自校プールで、学習指導要領に基づいた水泳指導が行われていることや、近年、県内で起こった水難事故の状況を確認すると、川など自然水域での事故が多くあり、着衣のまま落水する事故も多く発生していることから、水に親しむ環境が身近にある子供たちが、水泳授業で泳ぐ力を身につけることは非常に重要であること、誰もが水難事故に遭う可能性がある中、水中での自己保全能力を身に付けることは非常に重要で、その貴重な機会がプール施設の老朽化によって失われることはあってはならないと考え、児童生徒の安全を第一に、高知市の小・中・義務教育・特別支援学校の水泳授業は継続していく必要があると考えたと記載しております。

次に、23ページ目の「5 水泳授業を実施するために必要となる費用比較等」の項目です。この項目では、自校プールで水泳授業を実施する場合と公立・民間プールで水泳授業を実施する場合に必要な費用を比較しております。

まず、「(1) 自校プールで必要となる費用」についてです。プール槽や防水シート、ろ過装置や給排水管などの設備をおおむね30年使用すると想定し、維持管理費用も含めて費用を算出、試算しております。ただし、改修に係る費用は実際には施工内容、工事の内容などにより変動しますので、その都度、総費用を見直す必要があるということも書かれております。

最初に「プール施設改築に係る費用（1校あたり）」です。解体に2,200万円、建設に3億1,000万円、合計で3億3,200万円と試算しておりますが、この費用は過去の実績額に基づく、現在の単価等で試算をした額となっております。

次に「年間の維持管理に係る費用」です。水道代や浄化装置保守点検料など924,040円と試算しておりますが、この数値は、令和4年度の59校の平均値となっております。次の表、「30年間の総費用」ですが、30年間の総費用は359,721,200円の試算で、1年平均にしますと、11,990,707円の試算となっております。

24ページ目の「(2) 公立・民間プールで必要となる費用」です。

まず「公立プールを利用する場合の施設利用料」は、水泳授業の受入可能と回答のあった公立プールを利用して水泳授業を実施する場合、施設利用料、各施設の利用料金表を抜粋して記載しております。

次に、中段の「民間プールを利用する場合の施設利用料」です。同じく、水泳授業の受入可能と回答がありました、民間プールを利用して水泳授業を実施する場合に必要な施設利用料、金額は各施設からの見積書の提示による利用料を記載しております。

次に、「学校から各施設へ移動するためのバス利用料」です。各学校から各施設へは移動距離などによりバス利用料は変動するため、令和5年度に朝倉中学校が高知市総合体育館プールで水泳授業を実施する際に取得した見積書を参考としまして、25ページ目にバス代の費用を記載しております。

次に25ページ目の一つ目です。仮に「朝倉中学校の全生徒がスクールバスを利用して、高知市総合体育館の冷水時期に5回（1回の利用につき2授業の時間）の水泳授業を実施した場合」の費用を試算しております。年間の費用は951,300円で、30年間の費用は28,539,000円の試算となっております。

次に、「(3) 公立・民間プールで水泳授業を実施する場合」で、学校と教育委員会でそれぞれ、「増える業務」「減る業務」を記載しております。

次に、26ページの「(4) 公立プール・民間プールを利用する場合のタイムスケジュール」ということで、朝倉中学校の例ですが、タイムスケジュールを記載しております。

27ページ目から40ページ目までは、水泳授業の受入が可能となった学校の施設情報等を記載しております。27ページ目の高知市総合体育館のプールは、小プールがありまして100人程度使えるということです。29ページ目の東部総合運動場くろしおアリーナも小プールがありますが、温泉の湯船のようなので、授業で使うのは厳しいかというところです。31ページ目は春野総合運動公園の施設となっております。33ページ目からは民間プールです。33、34ページ目はみかづきスイミングスクール、35ページ目はコナミスポーツクラブはりまや橋になります。こちらはある程度授業の受入実績があります。次の37、38ページ目はJ S Sスイミングスクール高知の施設情報になっています。39ページ目は、フジスイミングスクール高知となっております。詳細については省略させていただきますが、また施設情報も見いただければと思います。

41ページ目になります。「6 学校プールの共同利用」の項目について、「(1) 考えられるパターン」をそれぞれ記載しております。「小学校から小学校」、「小学校から中学校」、「中学校から中学校」、「中学校から小学校」の、基本的な4パターンになりますが、特別支援学校については児童生徒の特性から他校プールでの水泳授業実施は困難ということですので、検討の対象外としています。

次に、「(2) 検討すべき事項」です。二つ目、受入れる側の学校のプールの清掃や水質管理などの維持管理で教職員の負担が多くなる、四つ目はプールが屋外にあるため、雨天時や雷注意報発表時、また高温の日は熱中症予防のため水泳授業が中止になることもあり、利用する側・受入れる側の学校ともに、計画していた水泳授業が実施できなくなる可能性があるなどの検討事項を記載した上で、「(3) 共同利用の実施にむけて」ということで、学校プールの共同利用につきましては、利用する側・受入れる側の学校規模や移動距離・立地場所などを考慮して、教育委員会は利用する側・受入れる側の学校とともに共同利用を慎重に検討し、当該2校の水泳授業の時間数確保や、児童生徒の移動等に支障がないことを確認する必要があるという内容となっております。

次に42ページ目になりますが、「7 高知市立学校のプールの今後の在り方」の項目です。この項目は答申の軸となる部分になっております。まず、「(1) 基本的な方向性」ですが、学習指導要領の主旨に沿った指導が必要で、水泳授業を通して泳ぐ力を身につけることは非常に重要であるということと、高知市は川や海に囲まれて水に親しむ環境が身近にあり、事故や災害などに対応する、また、自分で自分の命を守るという観点からも水泳授業を通して、命を守るための能力を学習し、泳ぐ力及び水中での自己保全能力を身につけることは非常に重要かつ貴重な機会である。このため老朽化が原因でプール施設が使用不可となった場合でも、本答申書の「4 学校における水泳授業の必要性」で述べたように、水泳授業が実施できなくなるようなことはあってはならないと考える。水泳授業は続けていく必要があるということが記載をされております。

一方で、本市の学校のプールは約64パーセントが建設後30年を経過し、改修や改築について検討する時期に来ております。後ほど説明をいたします、「別紙1 高知市立小・中・義務教育・特別支援学校 プール設置状況等一覧表」にあるとおり、各学校のプールの構造や建設の経過年数、改修履歴などを記載しております。経過年数や改修履歴、点検評価がそれぞれ異なるプールについて、全ての学校に対し、基本的な方向性を一律に判断することはできないということから、老朽化等による故障が発生した場合は、故障が発生した学校ごとに検討する必要があるということが書かれております。検討するに際しましては、小・中・義務教育・特別支援学校の共通の課題として、学校プールの共同利用は、利用する側・受入れる側の水泳授業時間数等の調整が必要である。

次に小学校の課題としては、低学年について移動や更衣等に時間がかかることや、小プールの存在が不可欠であること。中・義務教育学校の課題としては、小学校低学年ほど移動や更衣等に時間はかからないと思われそうですが、外部プールで水泳授業を実施する場合は、移動距離、移動にかかる時間及び移動手段を検討する必要がある。特別支援学校は、児童生徒の特性から、基本的には外部

プールでの水泳指導実施は困難であるというようなことより、今後の在り方については、小・中・義務教育・特別支援学校ごとに検討する必要があると考えています。

43ページの「(2) プールの今後の在り方」についてです。答申の軸となる部分が書かれています。まず、小・義務教育学校ですが、老朽化により利用できなくなった場合は、本答申書「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」に記載のとおり、小学校の低学年や中学年は移動や更衣等に時間がかかること、また、教育課程・子供の発達段階等を考えた場合、現状の自校プールでの水泳授業の実施が望ましいなどの理由により、これまでどおり、自校プールで水泳授業を実施することを希望する意見が多数を占めていることや、公立・民間プールでは、ほとんどの施設に小プールがないことなどから、安心・安全な状況での水泳授業を実施することを考えた場合、老朽化によりプール施設が使用不可となった際には、必要な改修工事等を実施し、自校プールでの水泳授業を継続すべきとの答申となっております。ただし、学校等が希望する場合は、外部プールでの実施を可能とする。プールの改築工事などで長期の期間を必要とする場合があり、実際に第六小学校のプールの改築工事期間中は、高知市総合体育館プールで水泳授業を実施した実績がありますので、工事期間中にプールが利用できない場合は、教育委員会は当該校とともに児童の不利益とならないよう、最善の方策を検討し、水泳授業を実施する必要があるということが書かれています。

次に特別支援学校ですが、同校の児童生徒の特性を踏まえ、小学校と同様、自校プールでの水泳授業を実施すべきとの答申となっております。また、小学校同様、学校等が希望する場合は、外部プールの利用も可能であるということも記載をしております。

次の44ページのフロー図は、小学校と特別支援学校の基本的な考え方を示したものになっています。書いてあるとおりですが、前提は小学校の水泳授業は継続、使用できている学校のプール施設は継続して使用、プール施設が故障したら自校プールで水泳授業が実施できるように改修をするということになっております。工事期間中、自校プールで水泳授業ができない場合は、公立プールの活用を検討、民間プールの活用を検討、学校プールの共同利用を検討して、水泳授業を継続していくということが書かれています。

次に、中学校・義務教育学校について老朽化等により利用できなくなった場合、本答申書「3 水泳授業における小・中・義務教育・特別支援学校の意見」によりますと、子供たちの発達条件、学校の特性や立地場所、近隣のプール施設の状況等、各状況に応じて外部プールでの水泳授業の実施について、検討を開始することは可能であると判断できるという方針となっております。ただし、外部プールの利用については、改修と外部プールの活用との費用比較を実施し、外部プールの活用が安価であれば、教育委員会は当該校とともに外部プールの活用について、検討を開始するというような答申の内容になっております。また、外部プールを活用可能と判断した場合の移動手段は、生徒の安全確保の観点から、原則バスを利用して移動することが望ましいということと、外部プールの活用が決定した後においても、外部プールの事情等で利用ができなくなる可能性もありますので、状況に応じて、再検討をしなくてはならないということも書かれています。

次に45ページ目をお願いします。中学校の基本的なフロー図になっていますが、前提は一緒です。プール施設の故障が発生した時、改修と外部プール活用との費用比較を実施して、改修が安ければ改修を実施、外部プール活用が安ければ、公立プール・民間プール・学校プールの共同利用をそれぞれ検討して可能なものを選び活用、この三つがどうしても困難ということになれば改修をする、というようなフロー図になっています。

次に、フロー図の下の方文書です。プールの老朽化に対し、いずれの対策を取る場合でも、水泳授業に影響を与えることは間違いないので、教育委員会には当該校の生徒や保護者に丁寧な説明をすることを強く求められています。

次に、「(3) プール槽の点検」です。プール槽は建築物のような定期的な法定点検がありませんので、各学校の教職員が水泳授業開始前のプール清掃時にプール槽を確認し、不具合が確認された

場合は教育委員会に報告し、状況に応じ技術職員や業者に調査を依頼し、必要な修繕対応をしておりますが、今後は安全な環境下で授業ができるよう、定期的にプール槽の点検を実施することを求められております。

次に、「(4) その他、留意すべき事項」についてです。

まず、「プール施設改修に係る費用について」ですが、プールの改修に係る費用は、施工内容と改修する時期により変動があるため、改修と外部プール活用との費用比較を実施するには、その都度、プール施設に係る総費用を見直す必要がある、と書かれております。

46ページの「マンホールトイレのある学校について」です。高知市では、平成30年度の高知市災害時トイレ対策検討プロジェクトチームの報告書に基づき、L1浸水区域外の主な避難所、39施設、全て学校ですが、マンホールトイレの整備を行うため、令和2年度から全体の設計を行い、令和3年度から順次、マンホールトイレの整備を実施しております。マンホールトイレでは、下水道方式、汲み取り方式のいずれにおいても一定の水の確保が必要で、その水はプール水を使用する計画となっておりますので、プール施設を廃止する場合には防災対策部と協議する必要がある。また、消防水利につきましては、高知市の学校プールのうち消防水利として指定されているものはありませんが、プールの水は消火の際に有効な水利となるため、マンホールトイレと同じくプール施設を廃止する場合には、消防局と協議する必要があるということが書かれております。

47ページ目は、プール施設を60年間使った場合の費用試算を参考として載せております。48ページ目については、平成13年度から令和2年度までのプール改修の実績を参考として載せております。49ページ目も参考としまして、高知市立学校及び公立・民間プールの配置図です。50ページ目は、Googleマップから引用しましたが、高知市立学校から一番近い公立・民間プールへの距離と時間などを記載しております。次の51ページ目、A3の資料です。こちらの別紙は説明しましたとおりですが、各学校の構造やコース数、経過年数、マンホールトイレがあるかどうか、改修履歴、点検評価となっております。次の52ページから、資料1が諮問の様式、資料2が検討委員会の名簿となっております。委員長が1番の柳林さん、副委員長が8番長浜小学校の中村校長先生となっております。資料3が、第5回目までの検討委員会の検討内容を、資料4は条例を載せております。

最後になりますが、教育委員会ではプール施設に不具合が発生した場合は、今後いただく予定の答申書に基づきまして、故障が発生した学校ごとに検討を行い、児童生徒の不利益とならないよう、水泳授業を確保し継続していきたいと考えております。

長くなりましたが説明は以上です。よろしくお願いします。

松下教育長

御説明にありましたように、委員の皆さんと、5回の検討内容を協議していただきました。6回目も答申をいただこうとしている状況です。一度、御報告ということでお時間を設定させていただきました。

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

いろいろとありがとうございました。本当に悩ましく、どれが正解か分からない中で、いろいろと議論していただいたのだろうと拝察しております。細かいことからいくつか確認をさせていただきたいと思います。

まず、民間施設が検討に挙がっている中で、民間施設を利用する場合はインストラクター付きを想定されているのか、インストラクターなしで場所だけ借りると想定されているのかです。というのは、24ページに民間プールを利用した場合の1人当たりの施設利用料の見積りを取っていただいています。例えばこれを、インストラクターのレッスン料として考えるとこれくらいなのかとも思います。他市の検討状況を見ても公立プールはともかくとして、民間に行くとインストラクターが付いてくる、部活の地域移行のような感じで、ある程度アウトソーシングしていくという発想と少し似ているところがあるかと思っていますが、この検討の中身だと、インストラクターが付くから

その分教員の負担が軽減され、場合によれば質の高い教育が提供されるという部分がどうなのかという比較の状況が見えません。そこがまず1点気になっています。

それと若干関連しますが、42ページについてです。小プールは不可欠であるという前提になっています。本当にそうなのかと少し思っていて、私も過去に2年ぐらいスイミングスクールに行っていました。恐らくプロのインストラクターは小プールを使わない教え方があると思います。今回提示していた民間プールが、いずれも小プールを持っていなくて高学年からしか使えないということではなく、恐らく小さいプールでやる方法をインストラクターは持っていて、学校のプール授業という伝統の中では小プールでやることがあっただけのことで、インストラクターを全部アウトソーシングにすれば、小プールは要らないという設定もあるのではないかと思います。ただ、もちろん御検討いただいた結果でこうだということでしたら、それはそれでお聞きしたいと思いますが、小プールが不可欠だと前提にしているところが、果たして大丈夫なのかと思いました。

それから44ページの小学校・義務教育学校については、故障が発生したらということになっていますが、果たしてこの故障というのは、生命に関わる保証がないというふうに想定されているのかどうか。昔は公立プールなどで、排水溝が外れてそのまま吸引されて、子供さんが亡くなったという事故が起きています。見ていると、剥がれているとか怪我をしてこすったら痛そうだというレベルの話のようなので大丈夫だろうとは思いますが、故障が発生するまで待ってもいいという前提が果たして大丈夫でしょうか。例えば、現在想定される故障はどこかが引っかかるという程度で、人命などそういった類のことまでは想定されていない。少し壊れたぐらいなら大丈夫、故障まで待てるというロジックがないと、故障を待って人が死にましたでは話にならないと思いますので、そこはやっぱり気になります。見ていると、プールによっては飛び込み台にヒビが入っていたりして、表皮の剥離だけだと思いますが、まさか飛び込もうと思って蹴り飛ばした瞬間に落ちたりしないか。飛び込み事故は学校でのヒヤリハットというか、リスクも非常に大きなものだと思いますので、首の骨を折った子が出てから故障では話にならないだろうと思います。

それから、今後小中学校については原則修理を前提とするということですが、結局その費用は単純計算すれば出ると思います。とは言っても、一番新しい第六小学校でも16年が経っていて、15年経てば30年になります。ただ、見ていると、必ずしも年数と比例しているわけでもなさそうです。60年経ってもきちんと動いているところは動いていますし、リフォームをしてやっていけることもあります。ただ、修理で使っていきましたとした場合、今後30年間でどれぐらいの予算を見込む必要があるのか、市の財政当局はそこが苦しいからこういう検討をしたと思うので、そういうところの数字が見えません。確かに子供たちが学校でできることはとても望ましいけれど、ない袖を振れるのかというところが気になります。もっとシビアに見ると、これから子供たちは減っていくと思います。何年か後の1人当たりを単価で見たときに、恐らく相対的に高くなっていくと思います。それも含めて壊れるまで待って、壊れたときには修理を原則としますと言ってしまっただけで、合計額はこれくらいだと、ある程度明示しなくていいのかと思ってしまいます。小プールは必須であるから小プールがないところに出せない、プロのインストラクターに見てもらって非常に大事な機会があるとして、それよりも小プールがある学校でやることのメリットというロジックで、果たして成り立つのだろうか少し気になりました。

本当に難しい問題なので、どう結論を出すのだろうかと思いました。こういう形で膨大な資料と調査でまとめていただいているので、尊重するという気持ちは当然ありますが、今みたいな質問をされたときに、市民に対して答えられるのかというところを見ていただきたいです。

それから、先ほどの地域移行の問題もあります。民間プールは恐らくこれから少子化で苦しくなってくる中、10年後にどこかの小学校のプールに頼むことになっても、その学校ももう廃校となってしまうと共倒れになります。であればある程度割り切って民間に委ねていって、両方が上手く共存していく方法はないだろうかとも思いました。批判的に聞こえてしまっていたら申し訳ありません。

学校環境整備課長

まず民間施設を利用する場合は、インストラクター付きかどうかということでしたが、現時点ではインストラクターで全てというのは考えてはいない状況ではあります。朝倉中学校は、今年、水泳授業、総合体育館で実施していますが、学校の先生が行って指導をしております。

そして小プールについてですが、確かに民間のプールはないですが、施設によってはプールに台を重ねてやっているところもあるみたいですね。

故障が発生するまでは当然水泳授業を実施しますが、今まで毎年、先生方が水を抜いて掃除をするときに、剥がれている場所などを見つけて初めて業者に見積もりをしていただいたり、調査をしてこれだけを直すということでしたが、答申でも定期的に点検をするように言われております。基本的に水を抜かないと分からないので、今考えているのは、来年度以降は5月の下旬ぐらいに、20校程度ずつ3年半ぐらいかけて、全部を点検していこうかと考えております。

西森委員

点検は、業者か教員、どちらですか。

学校環境整備課長

業者です。

西森委員

故障を待つというよりは、生命が危険にならないような故障が発生しないから、そこである程度予防措置が取れているということですね。

学校環境整備課長

はい。

西森委員

そこはすごく大事だと思っております。

学校環境整備課長

言われたように、排水溝などは先生方も分からない場合があるかと思います。水を抜いた状態で、専門業者が見ると分かると思います。

西森委員

そうですね。そこを見ていただいて、先ほどの24ページの見積もりは単に施設利用料であって、レッスン料とかインストラクターの貸し出しまで付くと、もう少し高くなるということでしょうか。

学校環境整備課長

はい。

西森委員

なぜインストラクターを付ける発想でやらなかったのでしょうか。発達段階に応じて、外部に任すものとそうでないものがあると思いますが、水泳はプロというか、教育の伝統がある民間スクールもあると思います。そういうところに任せても危険ではないと思います。それから、他のところもインストラクターに任せて良かったという声が上がっている中で、高知市がこれを検討対象にしなかったのはなぜですか。

学校環境整備課長

一言で言うと、費用が多くかかってしまうということです。

西森委員

そこは費用を見た上ではないでしょうか。教員はその間、一人か二人はもちろん付いていきますが、留守番もあると思います。指導要員として、自分も着替えてというような、ある程度体力を使ってやらなくても、何人か残って次の授業の準備をするということもできるわけです。インストラクターを入れずに施設利用料だけ見たというのは、全体の今後の方向性を見る上で、大事なところがないのではないかと少し思いました。一人当たり絶対5,000円になるかどうかということです。意外と数百円の金額でいいとなるなら、検討の対象に入れても良かったのではないかと思います。

学校環境整備課長

今後どうなるか分かりませんが、外部に行く学校が出てきた場合には、検討していきたいと思います。

西森委員

これを見ていると、インストラクターを付けない前提で小プールが必要となっていますが、小プールなしでできるノウハウを持ったインストラクターを付けるといくらだったのだろう、検討の可能性がもう少し広がったのではないかと思います。そういったことを検討した上でこの結論であれば、もう少し納得したと思いました。私としては感想として申し上げます。

松下教育長

ありがとうございます。ほかにありましたらお願いします。

森田委員

意見として三つ、四つあります。私自身、家庭科をやっていますが、家庭科の先生は調理実習室に台所があっても、使い勝手みたいなものがあります。要するに、体育の先生がそこで実際に御指導というか、関わる時に本当に使いやすいのかなど、そういう体育の先生の御意見を尊重されることがまず一つ必要ではないかと思います。

二つ目は、先ほどの西森委員の御意見をいただいた時に気付きましたが、もし民間プールがなくなってしまったらどうなるのか、なくなっても利用料が上がったときに、子供たちが使えるように交渉ができるのかということも必要と思います。

それから、委員さんの中でお話をいただいたかもしれませんが、女の子で生理になったので、このスケジュールで行けないとなったときはどうするのかということをも十分御議論されたのでしょうか。行かなければいけないから、無理矢理タンポンを使うとなると苦しめるというか、そうしなさいと言われて困ったと内に秘める女の子がいにならないかという気もしました。もう既に御議論されていたかもしれませんが、以上です。

松下教育長

補泳のことについては一度調べています。学校教育課お願いします。

学校教育課長

三つ目の御質問についてでございますが、現状で水泳を行っている時に、やはり授業を欠席する生徒はおります。そういった場合は、見学をしながらそこでできることをして、そこを評価していくというところがあります。例えば、泳いでいる子のタイムを測って記録を残したり、指導を受けている内容をレポートにして提出するという形を行います。授業時間全てを休むということはまずないので、どこかで泳ぎ直しを設けて入ると思います。これができないにしても、そういった形で、外部に行った時には対応できると考えております。

森田委員

例えば、2回休んだというとき、泳ぐわけではないにしろということですか。

学校教育課長

そうです。授業に参加したことで、授業という扱いになります。

松下教育長

では、一つ目二つ目のことをお願いします。

学校環境整備課長

中体連、小体連の先生が委員に入っておられますので、御意見が盛り込まれておられるとは思いますが。それから、民間がなくなったときや利用料が上がった場合、状況によっては、そのときにまた考えなくてはいけないと思います。今、朝倉中学校は総合体育館に行っていますが、利用料が安いという理由だけで別のプールを選んでも、学校から距離があるので大変だと思います。その時々で、学校と協議しながら進めていかないとはいけないと思います。

谷委員

自分が小学校でも中学校でもプールを指導といいますか、いろいろ関わってきたことを考えると、この間も言ったと思いますが、養護教諭などの意見がきちんとここに入っていることが大事だと思います。ただ、これを読ましていただいて、非常に児童生徒の発達段階に応じて、水泳指導の必要性などいろんな意見や取組を聞いて、きめ細かく検討がなされている整った答申書だと思いました。

先ほど、西森さんが言った小プールの件ですが、低学年は小プールがないといけないうとずっと思っていたので、そういう発想もあるのかと思いました。振り返った時に、私も小学校で低学年を担当していたことがあります。いろいろな子供がいて、中には一切水に触れられない子もたくさんいます。その子供たちを、低学年で何とか水に少しでも慣れさせていくと考えたときに、まず足から入って、それからだんだんと慣れて、私の時はおんぶして入りましたが、水が嫌だという子もたくさんいたので、低学年の先生は苦労されると思います。いろいろな子供を水に対応させていくためには、小プールも必要なのかという気もします。ただ、ここに書いてある中で、小プールというよりも、むしろ、低学年は移動や更衣等に時間がかかるというようなことが結構大変です。それによってすごく時間が取られて、水泳の時間が非常に短くなったりもしました。ですので、その部分が短くなると思います。小プールもそうですが、移動や更衣に時間がかかる部分が非常に重要と思い、私は読みました。

西森委員

朝倉中学校が喫緊の課題としてあるところだと思いますが、この答申に沿っていった場合、朝倉中学校はどうしますか。

学校環境整備課長

朝倉中学校は答申のまま変わらなければ、最新の状況で費用比較をします。現状、実は総合体育館に行っていますが、緊急ということで、今年は利用料を免除してもらっています。今後ともいうところになると、そうもいかないの、施設利用料が発生します。バス代、移動も含めて最新の費用を検討、比較して、仮に総合体育館の方が安いとなれば、外で水泳授業を実施しても大丈夫なのか、まず学校と話をし、OKということになれば、次は保護者説明会で説明をするということを考えております。

西森委員

フジスイミングスクールは近いです。フジスイミングスクールでも一緒だったら、インストラクターを付けてやってみることは検討対象になりますか。検討対象に入れてくださいということではなく、そういうことがそもそもこの答申の延長上にないなら、検討対象に入れてはいけないことになります。ただ、インストラクターの見積もりをした時に、何百円かで可能となれば、近いです。距離の面でも大丈夫なので、もしそれが良かったという話になると、他に応用してまた別のこともできるのではないかと思います。この答申からだ選択肢に入りませんか。先ほどの45ページの改修か外部プール活用の費用比較を伺って、この中に「民間プールの活用を検討」というのが入っているので、選択肢には入れていいということですね。ということは、インストラクター付きというのは、検討の余地がありますか。インストラクターを付けるのはなしと書かれていれば、なしになると思いますが。

谷委員

なしとは書かれていません。今後、そういう検討もあり得るということですね。

学校環境整備課長

インストラクターに水泳授業を指導してもらおうというのは、現時点で考えてはいないですが、他の自治体も実際やっていますので、絶対ないということはないと思います。

西森委員

分かりました。やってみてもいいのではないかと私は思っています。特に中学生は小プールの問題はないです。

野並委員

別の話になりますが、水難事故に関する対応としての訓練の時間、例えばこの検討委員の中に、日赤の井村さんがいらっしゃるの、恐らくそういう発言をされるといいますか、先ほどお話いただきました着衣の訓練とかというのは、書いてある中に時間として含まれていると考えてよろしいですか。

学校教育課長

着衣水泳につきましては、必修ではございませんが、学校によって、例えばプールの最後に水を抜く前に、着衣で実施していただくことはあります。ただ、それを民間プールでできるかというところと難しいところもあると思います。

野並委員

一番大事な低学年で、水と親しむ、水に浮くことを覚えるというようなことがある程度できれば、あとは自由にさせてもいい気はしなくもないです。早く泳ぐとかそういうことではなくて、やはり低学年の時期をすごく大事にしていく必要があると思います。最初が肝心だと思いますので、初期段階の泳ぎを覚えるということを徹底的に押さえていけば、極端ですが小プールだけでいいのではないかと思います。その後は、チケットを配ってプールへ泳ぎに行ってもらおうというようなこともあっていいのかもしれないと思いました。勝手なことを申しました。

松下教育長

学習指導要領が、水遊びから水に慣れるというところから始まって、水泳となっています。今回の検討委員会の中で小学校の委員さんからは、先ほど森田委員さんもおっしゃってくださったように、指導者側の問題から言っても、小学校は外へ行くのはなかなかというような話が当初からあり、そういう中で今こういう答申になろうかということになっています。

野並委員

本当に人口減が酷く、高知市においては3,900人。高知市の人口はあと20年ぐらい変わらず、年配の方が増える一方で、子供たちがどんどん減っていきます。なので、これまでどおりではない考え方をどんどん入れていかないと、集約していくというのを全面的に出していかないといけないのではないかと思います。5年ぐらい経つともっと悲惨な状況になることは分かりきっているので、これまでどおりを引っ張りたいですが、どんどん切り捨てていくような、集約していくような大英断を希望します。

松下教育長

よろしいでしょうか。それでは、また答申が出ましたら報告させていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

署 名

教育長

4番委員